



教安第1245号
平成24年1月30日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

学校給食における食中毒の発生防止について（通知）

過日、県内の学校におけるノロウイルスによる食中毒の発生が報じられました。加えて、感染性胃腸炎の患者報告も増加しています。

つきましては、学校給食における食中毒発生防止の観点から、調理・検収等の過程において、別紙留意事項を参考にしつつ、学校給食用食材の適切な取り扱いに努めていただくとともに、調理従事者への手洗い・健康観察実施の更なる徹底をはかるよう、管内各学校及び共同調理場に周知願います。

加えて児童生徒の健康管理や、十分な手洗いの励行を指導するとともに、おう吐物等処理についても適切に行い、二次感染防止を徹底するよう指導願います。

| |
|--------------------------------|
| 担 当 |
| 学校安全保健課 保健給食室 |
| 給食班 古賀 裕喜子 |
| 電 話 043-223-4095 |
| FAX 043-225-8419 |
| メールアドレス y.kg5@pref.chiba.lg.jp |

1 調理場において特に留意すべき事項

- (1) 給食の食品は、原則として前日調理を行わず、全てその日に学校給食調理場で調理し、生で食用する野菜類、果実類等を除き、加熱処理したものを給食すること。また、加熱処理する食品については、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上）又はこれと同等以上の温度まで加熱されていることを確認し、その温度と時間を記録すること。さらに中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。
- (2) 調理作業中・調理後の食品並びに調理用の機械、機器、器具及び容器の汚染の防止の徹底を図ること。また、包丁及びまな板類については食品別及び処理別の使い分けの徹底を図ること。
- (3) 学校給食従事者の健康管理に留意し、健康状態を毎日個人ごとに把握、点検し、記録すること。また、ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを有していないことが確認されるまでの間、食品に直接接触する調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。
- (4) 学校給食用食品の製造を委託する場合には、衛生上信用のおける製造業者を選定すること。また、製造業者の有する設備、人員等からみた能力に応じた委託とすることとし、委託者において、随時点検を行い、記録を残し、事故発生の防止に努めること。
- (5) 調理にあたっては、調理機器類の始業前点検及び終業後の点検を確実にを行い、異常がある場合は速やかに報告すること。特に機器類の破損等については十分に確認をおこない、異物混入の原因とならないよう徹底すること。



2 学校等において特に留意すべき事項

- (1) 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること。また、配食前、用便後の手洗いを徹底させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。
- (2) 教職員は、児童生徒の教室等で嘔吐した際の処理について、「学校給食における食中毒防止Q&A」51ページから56ページの留意事項を参照に、適切に行うこと。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと。
- (3) 校長等は、食品の検収、検食等の日常点検の結果、異常の発生が認められる場合、食品の返品、献立の一部又は全部の削除、調理済食品の回収等必要な措置を講じること。
- (4) 校長等は、学校における欠席者数の推移に常に留意し、学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合、学校保健委員会等の組織及び管轄保健所等と綿密に連携し、適切な対応を図ること。

参考資料一覧

(すべて、ホームページからダウンロード可能)

- (1) 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」

平成21年3月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

- (2) 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」

平成22年3月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

- (3) 「学校給食における食中毒防止Q&A」

平成21年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

- (4) 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」

平成20年3月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課



教安第1245号

平成24年1月30日

関係県立学校長 様

教 育 長

学校給食における食中毒の発生防止について（通知）

過日、県内の学校におけるノロウイルスによる食中毒の発生が報じられました。加えて、感染性胃腸炎の患者報告も増加しています。

つきましては、学校給食における食中毒発生防止の観点から、調理・検収等の過程において、別紙留意事項を参考にしつつ、学校給食用食材の適切な取り扱いに努めていただくとともに、調理従事者への手洗い・健康観察実施の更なる徹底をはかるよう、関係職員へ周知願います。

さらに、デリバリー給食実施校につきましては、調理業務委託業者へも同様に周知し、指導下さるようお願いいたします。

加えて児童生徒の健康管理や、十分な手洗いの励行を指導するとともに、おう吐物等処理についても適切に行い、二次感染防止を徹底するよう指導願います。

| |
|--------------------------------|
| 担 当 |
| 学校安全保健課 保健給食室 |
| 給食班 古賀 裕喜子 |
| 電 話 043-223-4095 |
| FAX 043-225-8419 |
| メールアドレス y.kg5@pref.chiba.lg.jp |



教安第1245号
平成24年1月30日

各教育事務所長 様

教 育 長

学校給食における食中毒の発生防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会教育長あて通知したので、御承知おきください。

| |
|--------------------------------|
| 担 当 |
| 学校安全保健課 保健給食室 |
| 給食班 古賀 裕喜子 |
| 電 話 043-223-4095 |
| FAX 043-225-8419 |
| メールアドレス y.kg5@pref.chiba.lg.jp |